

独立行政法人水産総合研究センター

平成22年度 契約監視委員会（第1回）議事概要

1. 日 時 平成22年7月27日（火）10:00～12:45
2. 場 所 クイーンズタワーB棟7階H会議室（神奈川県横浜市西区みなとみらい）
3. 出席者

委員長 細井 和昭 公認会計士
委 員 蒲池 孝一 公認会計士
委 員 増田 隆 (株)神奈川新聞社 取締役
委 員 朝比奈 清 (独)水産総合研究センター 監事
委 員 杉田 賢一 (独)水産総合研究センター 監事
水産総合研究センター事務局

4. 議事内容

(1) 新委員紹介

平成22年4月1日付け当センター監事2名の人事異動に伴う新委員の紹介を行った。

(2) 審議事項

- ① 「平成22年度第一四半期契約に向けた取り組み状況」について説明。
- ② 平成22年6月15日付け農水省からの作業依頼「独立行政法人の契約の見直し」について説明。
- ③ 「平成22年度第一四半期の契約点検結果（農水省への回答）」及び契約改善に向けた今後の方策について説明の後、質疑応答が行われた。

委員から出された主な意見・質問に対する当センターの回答	
意見・質問	回 答
・建物質料の案件で、貸し主からの〇%値上げ要請に対して〇%に押さえたと言うが、その値上げ要請には納得できる根拠があったのか。民間なら、要請に納得性がなければ、その要請自体を受け付けないのが普通である。もっとギリギリの交渉をすべきである。	・当方は元々国の機関であった公的機関であることから、客観的に地価の変動（賃料相場）等を指摘されれば考慮せざるを得ないと考えた。
・委託事業において、共同研究している相手に随意契約で一部再委託している案件について、新しく、共同研究者間のジョイントベンチャー方式に変えることを検討している	・手続としての手間はそう変わらない。むしろ共同研究という実体に合っていることから、新方式を進めていきたい。

<p>というが、共同研究なら随意契約で一部再委託を堂々と主張すればよい。随意契約が全て悪いわけではない。新しい方式の検討の必要性は理解するが、一部再委託と事務効率等どちらが良いのか。手間暇がかかるのなら、従来通りが良いのではないか。</p>	
<p>・海外まき網漁業の新しい操業方式の調査に使用する用船について、この新しい操業方式による船の仕様書の要件を満たす船は他にも何隻かあるのか。応募が1者だった理由として、アンケート結果のパターンに該当するような項目はあるか。</p>	<p>・新しい技術を搭載した船舶なので多くはない。直接、アンケートの回答パターンに該当する項目はない。</p>
<p>・保守点検業務について、資料の「契約の点検・見直し」の改善事項として、「仕様書（特に参加要件、要員の確保）を再度見直す」とあるが、「特に」という表現は誤解を与えるのではないか。適切な表現に改められたい。</p>	<p>・仕様書はすべて見直すとの姿勢を表すつもりだったが、誤解を与えるので記載を改める。</p>
<p>・委託事業の一部再委託について、実施要領の事業内容に「A社が作成している分布図を使用して解析を行う」旨の記載があるが、これだと受託者はA社に特定されることになるか。</p>	<p>・この分布図等の情報は誰もが無料で使用できるものであることから、A社に特定されることにはならない。</p>
<p>・船舶の装備の補修品購入について、公募の仕様書では指定された企業の純正品としているが、他社製品では対応できないのか。</p>	<p>・造船時に搭載されている特定メーカーのエンジンの補修品であり、汎用品では無いので他社製品での対応は難しい。しかしながら、同じ製品でも流通業者間での競争も考えられるので公募にしたものである。</p>